大津市規則第１３２号

大津市地域包括支援センター運営協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大津市附属機関設置条例（平成２４年条例第４９号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、大津市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

⑴　地域包括支援センター(以下「センター」という。)の担当圏域に関すること。

⑵　センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託に関すること。

⑶　センターの行う介護予防支援業務の公平及び中立性の評価に関すること。

⑷　センターの行う業務に係る方針に関すること。

⑸　センターの運営に関すること。

⑹　センターの職員の確保に関すること。

⑺　地域包括ケアに関すること。

⑻　その他センターの運営に関し市長が必要と認めること。

（委員の数等）

第３条　条例第３条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

⑴　学識経験を有する者　２人以内

⑵　市民団体から選出された者　１人

⑶　医療福祉の関係機関又は団体から選出された者　７人以内

２　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）
第６条　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　協議会の庶務は、健康保険部健康長寿課において処理する。
（その他）
第８条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成２５年１月１日から施行する。
（委員の任期の特例）
２　この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第３条第２項本文の規定にかかわらず、平成２７年４月１２日までとする。